

要領第83号

システム開発部長決定

平成22年12月24日制定・施行

国民年金（短期年金）年金給付 関係業務取扱要領（裁定編）

日本年金機構

国民年金（短期年金） 年金給付関係業務取扱要領

（裁定編）

日本年金機構本部

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
23. 6. 24 基シ指2011-43	「住民基本台帳ネットワークを活用した届出省略の実施」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	35	1	35	1	差替
		56	1	56	1	差替
		56-1	1	56-1	1	差替
		83	1	83	1	差替
		83-1	1	—	—	追加
		96	1	96	1	差替
		96-1	1	—	—	追加
23. 12. 22 基シ指2011-93	「全銀協システム 6 次更改に伴う年金振込事務の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	36	1	36	1	差替
		—	—	37～38	2	削除
		39～42	4	39～42	4	差替
		44～48	5	44～48	5	差替
		53～56	5	53～56	5	差替
		60～61-2	4	60～61-2	4	差替
		69～74	6	69～74	6	差替
		79～83	5	79～83	5	差替
		86～86-1	2	86～86-1	2	差替
		90～96-1	8	90～96-1	8	差替
		100	1	100	1	差替
		103	1	103	1	差替
		170	1	170	1	差替
		176	1	176	1	差替
		254～256	3	254～256	3	差替
		258～260	3	258～260	3	差替
		262	1	262	1	差替
		264～265	2	264～265	2	差替
		286	1	286	1	差替
		307～314	8	307～314	8	差替
		326～346	21	326～346	21	差替
		376～377	2	376～377	2	差替
		379～380	2	379～380	2	差替
		382	1	382	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
		384	1	384	1	差替
		388～389	2	388～389	2	差替
		391～392	2	391～392	2	差替
		394	1	394	1	差替
		396	1	396	1	差替
		399	1	399	1	差替
		404	1	404	1	差替
		408	1	408	1	差替
		411	1	411	1	差替
		413	1	413	1	差替
		419	1	419	1	差替
		423	1	423	1	差替
		427	1	427	1	差替
		429	1	429	1	差替
		429-9	1	429-9	1	差替
24. 4. 12 基シ指2012-23	「年金受給者へ送付する各種通知書の見直しに係るシステム開発【フェーズ2】（記録管理システム）」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	356	1	356	1	差替
24. 9. 14 基シ指2012-61	「国民年金保険料の納付可能期間の延長」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	127	1	127	1	差替
		156	1	156	1	差替
		159	1	159	1	差替
		176-1	1	—	—	追加
		214	1	214	1	差替
24. 10. 12 基シ指2012-69	「年金給付・時効援用に係る取扱いの変更に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	目-3	1	目-3	1	差替
		56-1	1	56-1	1	差替
		83	1	83	1	差替
		96-1	1	96-1	1	差替
		149-0	1			追加

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24. 10. 12 基シ指2012-69	「年金給付・時効援用に係る取扱いの変更に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	202	1	202	1	差替
		232-2	1	232-2	1	差替
		232-3	1			追加
		246	1	246	1	差替
		256	1	256	1	差替
		260	2	260	2	差替
		262	2	262	2	差替
		265	1	265	1	差替
		275	1	275	1	差替
		278	1	278	1	差替
		278-1	1			追加
		377	1	377	1	差替
		380	1	380	1	差替
		382	1	382	1	差替
		384	1	384	1	差替
		389	1	389	1	差替
		392	1	392	1	差替
		394	1	394	1	差替
		396	1	396	1	差替
		400	1	400	1	差替
		405	1	405	1	差替
		409	1	409	1	差替
		411-1	1	411-1	1	差替
		414	1	414	1	差替
		420	1	420	1	差替
		424	1	424	1	差替
		428	1	428	1	差替
		429-1	1	429-1	1	差替
		429-5	1	429-5	1	差替
26. 3. 19 基シ指2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	56	1	56	1	差替
		65	1	65	1	差替
		69	1	69	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
26. 3. 19 基シ指2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	74	1	74	1	差替
		82	1	82	1	差替
		84	4	84	4	差替
		～86-1	—	～86-1	—	
		86-2	4	—	—	追加
		～86-5	—	—	—	
		96	1	96	1	差替
		101	3	101	3	差替
		～103	—	～103	—	
		103-1	2	—	—	追加
		～103-2	—	—	—	
		124	1	124	1	差替
		170	1	170	1	差替
		175	1	175	1	差替
		177	1	177	1	差替
		177-1	1	—	—	追加
		213	3	213	3	差替
		～214-1	—	～214-1	—	
		222	1	222	1	差替
		224	1	224	1	差替
		230	1	230	1	差替
		245	1	245	1	差替
		245-1	1	—	—	追加
		257	1	257	1	差替
		263	1	263	1	差替
		278	1	278	1	差替
		279	1	279	1	差替
27. 4. 24 基シ指 2015-37	年金証書受払簿の様式変更に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	17	1	17	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27.9.18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	目-3	1	目-3	1	差替
		30～32	3	30～32	3	差替
		34～37	4	34～37	4	差替
		-	-	39	1	削除
		40～43	4	40～43	4	差替
		45～46	2	45～46	2	差替
		48～53	6	48～53	6	差替
		55	1	55	1	差替
		55-1	1	-	-	追加
		56～61-2	9	56～61-2	9	差替
		61-3～61-4	2	-	-	追加
		63～76	15	63～76	15	差替
		-	-	77	1	削除
		78～81	4	78～81	4	差替
		81-1	1	-	-	追加
		83～85	4	83～85	4	差替
		85-1～85-2	2	-	-	追加
		86～86-2	3	86～86-2	3	差替
		88	1	88	1	差替
		90～95	6	90～95	6	差替
		96-1～100	5	96-1～100	5	差替
		100-1～	4	-	-	追加
		100-4				
		168-1	1	-	-	追加
		177-1～178	2	177-1～178	2	差替
		188～189	2	188～189	1	差替
		199	1	199	1	差替
		202	1	202	4	差替
		210～213	4	210～213	1	差替
		214-1	1	214-1	2	差替
		234～235	2	234～235	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27.9.18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	237	1	237	1	差替
		248	1	248	1	差替
		249-0-1～	7	-	-	追加
		249-0-7				
		250-1	1	-	-	追加
		251	1	251	1	差替
		253～260	8	253～260	8	差替
		262	1	262	1	差替
		264	1	264	1	差替
		266～267	2	266～267	2	差替
		275～277	3	275～277	3	差替
		277-1	1	-	-	追加
		278	1	278	1	差替
		287-1	1	-	-	追加
		288	1	288	1	差替
		-	-	289～314	39	削除
		325	1	325	1	差替
		326～331	6	326～331	6	差替
		332～339	8	332～339	8	差替
		340～343	4	340～343	4	差替
		344～346	3	344～346	3	差替
		356	1	356	1	差替
		375	1	375	1	差替
		377～378	2	377～378	2	差替
		380	1	380	1	差替
		386	1	386	1	差替
		389	1	389	1	差替
		392	1	392	1	差替
		398	1	398	1	差替
		400	1	400	1	差替
		402	1	402	1	差替
		405	1	405	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27. 9. 18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	407	1	407	1	差替
		417	1	417	1	差替
		420	1	420	1	差替
		422	1	422	1	差替
		424	1	424	1	差替
		426	1	426	1	差替
28. 3. 23 基シ指 2016-9	「事業運営改善法による特例保険料（特定事由）及び特定付加保険料の納付等の特例制度の創設」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規定）	目-3	1	目-3	1	差替
		121	1	121	1	差替
		123	1	123	1	差替
		123-1	1	-	-	追加
		127	1	127	1	差替
		127-1	1	-	-	追加
		156	1	156	1	差替
		213～214	2	213～214	2	差替
		214-0-1	1	-	-	追加
		249-0-8	1	-	-	追加
28. 5. 13 基シ指 2016-15	年金証書の適正な管理にかかわる取扱いに伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正	16～17	2	16～17	2	差替
		17-1	1	-	-	追加
	「厚年法等改正法（第3号不整合記録関連対処部分）の施行に伴うシステム開発（その2）」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規定）	249-0-9～	3	-	-	追加
		249-0-11				

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
28. 9. 29 基シ指 2016-37	短時間労働者の適用拡大 にかかる短時間労働者へ の適用拡大に伴うシステ ム開発	218	1	218	1	差替
		249-0-4	1	249-0-4	1	差替
29. 10. 2 給付指 2017-136 基シ指 2017-30	二以上事業所勤務処理（カ ット合算処理）にかかるシ ステム改修後の対応	165	1	165	1	差替
30. 2. 19 刷新指 2018-4 品管指 2018-3 事推指 2018-28 給付指 2018-13 厚年指 2018-8 国年指 2018-4 事企指 2018-4 事統指 2018-4	業務処理要領（刷新フェー ズ 1）（要領第 1 9 1 号）及 び業務処理要領（要領第 1 9 7 号）の一部改正	56～56-1	2	56～56-1	2	差替
		61～61-1	2	61～61-1	2	差替
		83	1	83	1	差替
		86～86-1	2	86～86-1	2	差替
		96-1	1	96-1	1	差替
		100～100-1	2	100～100-1	2	差替
		103～103-1	2	103～103-1	2	差替
		256	1	256	1	差替
		260	1	260	1	差替
		262	1	262	1	差替
		265	1	265	1	差替
				325-1～325-2	2	追加
		358	1	358	1	差替
		377	1	377	1	差替
		382	1	382	1	差替
		384	1	384	1	差替
		389	1	389	1	差替
		392	1	392	1	差替
		394	1	394	1	差替
		396	1	396	1	差替
		429-5	1	429-5	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
31. 4. 1 事企指 2019-11 国年指 2019-12 基シ指 2019-6	国民年金第 1 号被保険者の 産前産後期間の保険料免除 の施行に伴う業務処理要領 （要領第 1 9 7 号）及び業 務取扱要領の一部改正等	365-6	1	365-6	1	差替
31. 4. 19 事企指 2019-22 国年指 2019-29 厚年指 2019-30 給付指 2019-48 シ企指 2019-11 基シ指 2019-16	改元及び 10 連休に伴う 対応（その 2）	277 325	1 1	277 325	1 1	差替 差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
2. 3. 30 給付指 2020-24 基シ指 2020-6	障害年金業務支援システム の運用開始	目-1～目-3	3	目-1～目-3	3	差替
		13～14	2	13～14	2	差替
		—	—	15-1	1	削除
		18	1	18	1	差替
		25	1	25	1	差替
		—	—	29～36	9	削除
		—	—	40～61-4	29	削除
		63～63-1	2	63～63-1	2	差替
		72	1	72	1	差替
		72-1	1	—	—	追加
		89	1	89	1	差替
		106	1	106	1	差替
		115	1	115	1	差替
		—	—	253～256	4	削除
		257	1	257	1	差替
		269	1	269	1	差替
		272	1	272	1	差替
		274	1	274	1	差替
		325～325-1	2	325～325-1	2	差替
		—	—	326～331	6	削除
		371～373	3	371～373	3	差替
		—	—	375～377	3	削除
		—	—	387～389	3	削除
		—	—	399～403	6	削除
		—	—	419～422	5	削除

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
2.4.1 給付指 2020-28 基シ指 2020-8	「業務処理要領（要領第 1 9 7 号）」等の一部改正	81～81-1	2	81～81-1	2	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

国民年金（短期年金） 年金給付関係業務取扱要領 (裁定編)

[第1部 業務処理詳細説明書]

目 次

(裁 定 編)

第一部 業務処理詳細説明書

用語・記号の説明	3
第1章 総 則	7
第1節 目 的	9
第2節 構 成	9
第3節 裁定事務の概要	10
1. 請求書等に関する事務	10
2. 裁定事務の流れ	11
第4節 作業計画	12
第5節 共通事項	13
1. 裁定請求書の事務処理	13
2. 年金証書受払の事務処理	16
3. 書類の整理・保管及び保存期間	18
4. 処理サイクル	19
第2章 業務処理	23
第1節 入出力帳票の種類	25
1. 入力帳票の種類	25
2. 出力帳票の種類	26
第2節 機器の操作	27
第3節 被保険者記録の整備	28
第4節 (欠番)	29

1. (欠番)	29
2. (欠番)	29
3. (欠番)	57
第 5 節 国民年金遺族基礎年金裁定請求書の処理	62
1. 記録確認	62
2. 事前審査	62
3. 裁定請求書の入力	84
第 6 節 国民年金寡婦年金裁定請求書の処理	87
1. 記録確認	87
2. 事前審査	87
3. 裁定請求書の入力	98
第 7 節 国民年金遺族基礎年金裁定請求書 (別紙) の処理	101
第 8 節 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金裁定請求書 (追加記録) の処理	104
第 9 節 国民年金遺族基礎年金・寡婦年金裁定請求項目訂正 取 消 処理票の処理	106
第 10 節 国民年金遺族基礎年金裁定請求項目訂正 取 消 (別紙) の処理	109
第 11 節 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金裁定請求項目訂正 取 消 処理票 (追加 記録) の処理	111
第 12 節 裁定請求書入力完了処理	113
第 13 節 国民年金遺族基礎年金・寡婦年金裁定請求等記録照会処理票の処理	115
第 14 節 年金証書等の出力処理	116
第 15 節 裁定等事故処理	118

[120 頁、122 頁、125 頁欠]

第 16 節 不支給の処理	133
1. 不支給の処理が機械処理により行われる場合	133
2. 手作業による不支給処理の場合	133
第 17 節 特殊な取扱い	138
1. 新規裁定時の未支給請求書の取扱い	138
2. 新規裁定時の受給選択申出書の取扱い	139
3. 他の年金を請求しているときの取扱い	140
4. 外国居住者から裁定請求書が提出された場合の取扱い	140
5. 送達不能の年金証書の取扱い	142
6. 保険事故が第三者行為によるものの取扱い	143
第 18 節 国年短期新裁予定者記録照会の処理	149-1
第 19 節 特別一時金の処理	149-3
第 3 章 エラーメッセージ等	151
第 1 節 エラーメッセージの見方	153
第 2 節 エラーメッセージが表示された場合の措置	153
第 3 節 エラーメッセージ一覧	154
1. エラーコードのないもの	154
2. エラーコードのあるもの	169
3. 平成 27 年 9 月 24 日のシステム稼働による新規追加エラーメッセージ	249-0-1
第 4 節 条件付正常終了メッセージの見方	249-2
第 5 節 条件付正常終了メッセージが表示された場合の措置	249-2
第 6 節 主な条件付正常終了メッセージ一覧	250
第 4 章 入力項目・入出力コード	251
第 1 節 入力項目一覧	253
	[253 頁～256 頁欠]
第 2 節 入出力コード一覧	273

用語・記号の説明

この要領で使用している用語及び記号の説明は、次のとおりである。

1. 用 語

(1) ファイルの種類

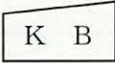
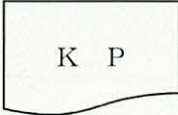
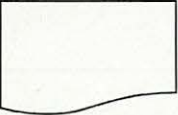
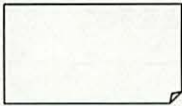
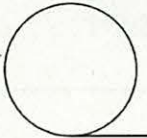
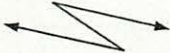
用 語	説 明
基礎年金番号管理ファイル	基礎年金番号を付番した者の本人基本情報及び本人の適用・給付状態について収録しているファイルをいう。
基礎年金番号索引ファイル	基礎年金番号を氏名及び生年月日等で索引を可能にするためのファイルをいう。
国民年金被保険者ファイル	国民年金の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号、資格記録及び納付記録を収録しているファイルをいう。
健保厚年現存被保険者ファイル	健康保険・厚生年金保険の現存被保険者の資格記録及び被扶養者記録等を社会保険事務所ごとに収録しているファイルをいう。
厚年喪失被保険者ファイル	厚生年金保険の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号及び資格を喪失した被保険者の資格記録等を収録しているファイルをいう。
健保厚年事業所ファイル	健康保険・厚生年金保険の適用事務所の適用年月日、名称、所在地、管掌区分等を収録しているファイルをいう。
船保厚年被保険者ファイル	船員保険の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号及び資格記録等を収録しているファイルをいう。
裁定請求書ファイル	裁定請求書の内容を収録しているファイルをいう。
支払機関ファイル	金融機関名称、郵便局名及び郵便番号等を収録しているファイルをいう。

(2) 年金制度の種類

種 類	説 明
旧法国年	昭和 60 年法律第 34 号第 1 条の規定による改正前の国民年金法をいう。
旧法厚年	昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
新 法	昭和 60 年法律第 34 号第 1 条・第 3 条の規定による改正後の国民年金法及び厚生年金保険法をいう。
共 済	平成 8 年法律第 82 号の規定による改正後国共済法、改正前国共済法及び旧国共済法をいう。

なお、要領中「現存被保険者ファイル（国年）」、「喪失被保険者ファイル（国年）」、「沖縄特別措置対象者ファイル」とあるのは、「国民年金被保険者ファイル」と読み替える。

2. 記 号

記 号	説 明	記 号	説 明
	窓口装置 (WM) のキーボードからのデータの入力及び業務処理の指示を示す。		漢字プリンタによる帳票の作成を示す。
	コンソールからの業務処理等の指示を示す。		事務処理機器で作成される帳票を示す。
	各種届書、請求書等の入力帳票を示す。		磁気ディスクに収録されているファイルを示す。
	窓口装置 (WM) のディスプレイ画面への照写を示す。		磁気テープに収録されているファイル及び磁気テープを示す。
	コンソールのディスプレイ画面への照写を示す。		通信回線によるデータ送受信を示す。

記 号	説 明	記 号	説 明
	電子計算機器による処理を示す。	配 信	機構本部(三鷹)の配信ファイルからデータを送ることを示す。
即時処理	通信回線を利用して、問合せから応答までを即時に行う処理をいう。	検 索	ファイルに収録されているデータを索出し、ディスプレイ画面又は帳票に出力することを示す。
一括処理	大量のデータを集めて集中的に行う処理を示す。	更 新	ファイルに収録されているデータを新しい内容のデータで置き換えること又は新たにデータを登録することを示す。
中 継	年金事務所と機構本部(高井戸)の電子計算組織間のデータを中継することを示す。	編 集	出力帳票又は磁気記録媒体に合ったフォーマットにデータを準備することを示す。
審 査	入力された裁定請求書の要件審査を行うことを示す。	内容検査	裁定請求書の内容について項目の単独検査又は項目間の妥当性の検査を行うことを示す。

第1章 総 則

第1節 目 的

この要領は、年金事務所における事務処理機器を使用して行う国民年金短期年金給付関係の裁定業務等の取扱いを定めたものである。

第2節 構 成

この要領は、第1部及び第2部で構成されており、第1部は4章からなり、第1章には目的、構成及び共通的な事項等を、第2章には裁定業務処理の内容を、第3章にはエラーメッセージを、第4章には入力項目、入出力コード及びファイル収録項目の一覧をとりまとめている。

また、第2部は、入出力帳票等の様式及びディスプレイ画面の様式を収録している。

第3節 裁定事務の概要

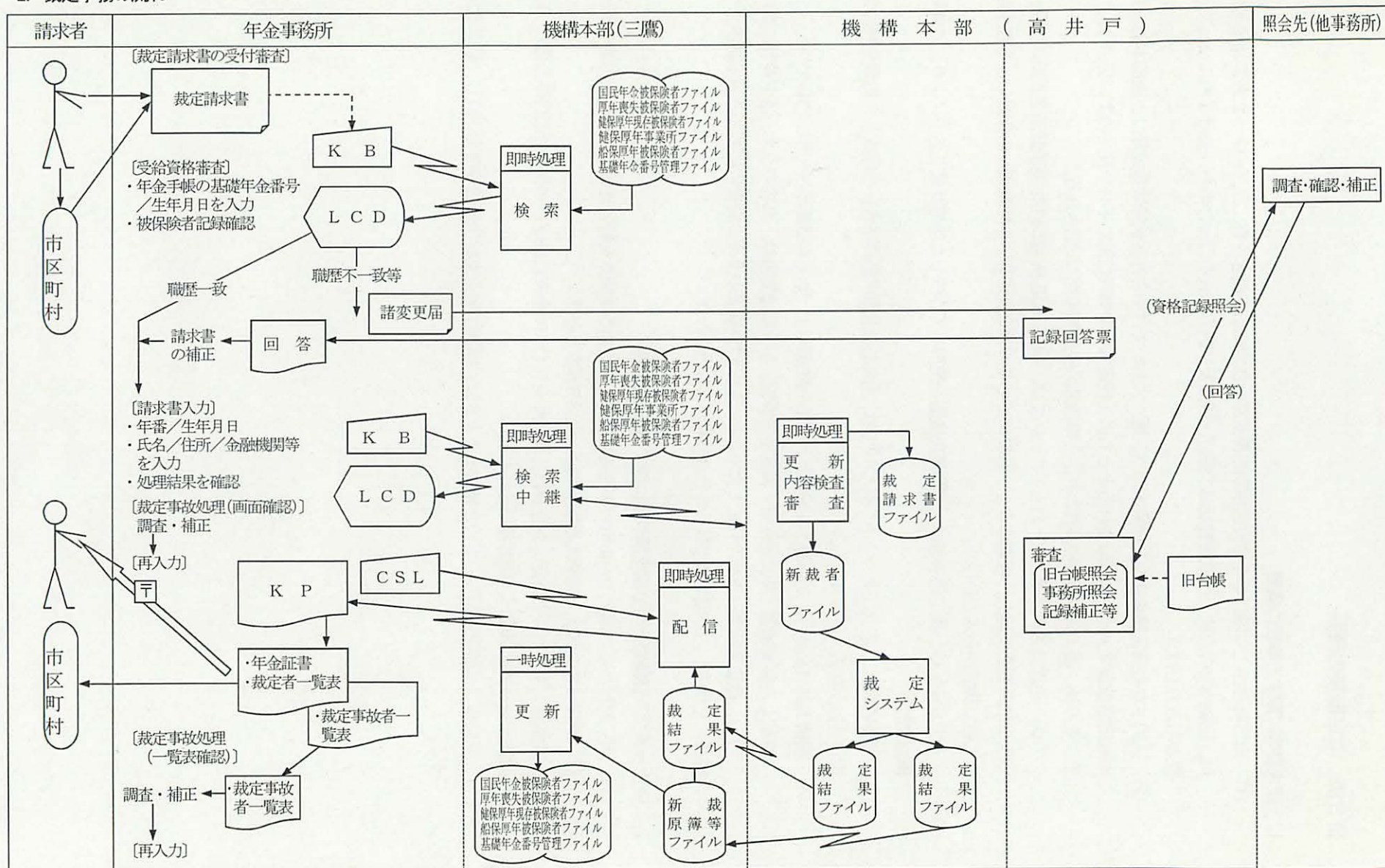
1. 請求書等に関する事務の概要

- (1) 市区町村から「国民年金市町村事務処理基準」に定める手続きを経て送付のあった裁定請求書は、受付、記載内容の点検、被保険者記録の確認・補正及び内容審査を行ったのち、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。
- (2) 入力された裁定請求書及び機構本部（三鷹）において付加された被保険者記録は、機構本部（高井戸）の裁定請求書ファイルに収録されるとともに、裁定入力の処理結果が年金事務所の窓口装置に照写される。その後、週1回裁定処理が行われ、その結果が年金事務所に配信される。
なお、処理結果が事故となったものについては、「第2章第18節 国年短期新裁定者記録照会」に基づき事故内容を確認し、審査のうえ、必要に応じて「裁定請求^{項目訂正}_最 処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。
- (3) 入力が完了した裁定請求書は、事務処理機器を使用して作成した処理結果リストにより、処理結果の確認を行う。
確認の結果、誤りがあったものについては、「裁定請求^{項目訂正}_最 処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。
- (4) 機構本部（高井戸）から週1回配信された年金証書等は、事務処理機器を使用して作成する。
作成した年金証書・裁定通知書、裁定者一覧表、不支給通知書は、点検のうえ、請求者等に送付する。
なお、裁定事故者一覧表を作成したものについては、審査のうえ、必要に応じて「裁定請求^{項目訂正}_最 処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。

2. 死亡一時金及び特別一時金裁定請求書に関する事務の概要

- (1) 市区町村から「国民年金市町村事務処理基準」に定める手続きを経て送付のあった裁定請求書は、受付、記載内容の点検、被保険者記録の確認及び内容審査を行う。
- (2) 受給権があるものと確認したときは、国民年金死亡一時金支給決定通知書又は国民年金特別一時金支給決定通知書を作成し、請求者に送付する。
- (3) 受給権又は請求権がないものと確認したときは、国民年金不支給決定通知書を作成し、請求者に送付する。

2. 裁定事務の流れ



第4節 作 業 計 画

裁定関係事務に係る作業計画は、事業計画に基づき、事務処理計画書（システム運用関係業務取扱要領参照）を作成することにより行う。

第5節 共 通 事 項

1. 裁定請求書の事務処理

(1) 受 付

① 市区町村経由の裁定請求書

ア. 国民年金関係書類送付書（以下「送付書」）に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記入する。

イ. 送付書に記載されている裁定請求書（以下、「請求書」）の件名及び件数と送付された請求書の件名および件数を突合する。

ウ. 請求書の指定欄に受付印を押印し、受付年月日、整理番号及び死亡一時金、特別一時金以外の裁定請求書については進達番号を記入する。

なお、進達番号は上位1桁を和暦年の下1桁とし、下4桁については、短期年金間で重複しないように0001～9999の番号を払い出す。

エ. 受付処理簿（様式第1号）に整理番号、受付年月日、市区町村名、基礎年金番号、氏名、死亡一時金及び特別一時金以外の裁定請求書については進達番号を記入する。

オ. 送付された請求書が返戻したものである場合は、当該受付処理簿の処理経過欄に再受付年月日を記入する。

カ. 請求書の記載事項及び添付書類を点検する。

キ. 点検の結果、次に該当する場合は受付処理簿の処理経過欄に返戻年月日、備考欄に返戻の理由を記入し、当該請求書を市区町村へ返戻する。

（ア）請求書の記載事項に補正することができない程度の記載もれ又は記載誤りがあるとき。

（イ）添付書類に著しい不備があるときまたは添付すべき書類が添付されていないとき。

② 市区町村経由以外の裁定請求書

ア. 請求書の所定欄に受付印を押印し、受付年月日及び進達番号を記入する。

なお、受付印は年金事務所名を明らかにしたものを使用すること。

イ. 受付処理簿（様式第1号）に整理番号、受付年月日、基礎年金番号、氏名、進達番号を記入する。

なお、進達番号は上位1桁を和暦年の下1桁とし、下4桁については、短期年金間で重複しないように0001～9999の番号を払い出す。

ウ. 他の年金事務所に提出すべき裁定請求書であっても、受付印を押印して受理し、点検・補正のうえ、管轄の年金事務所に回送するとともに受付処理簿の備考欄に回送年月日、回送先を記入する。

エ. 提出された請求書が返戻したものである場合は、当該受付処理簿の処理経過欄に再受付年月日を記入する。

オ. 請求書の記載事項及び添付書類を点検する。

キ. 点検の結果、請求書の記載事項に補正することができない程度の記載もれ等がある場合、あるいは添付書類に著しい不備がある場合又は添付すべき書類が添付されていない場合は請求者に通知するとともに、受付処理簿の処理経過欄に本人通知年月日を、備考欄に理由を記入する。

③ 受理処理簿

受付処理簿は、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金及び特別一時金ごとに別葉とする。

(2) 記録の確認及び審査

受付処理の終了後、請求書の記載に基づき窓口装置により、被保険者記録の確認及び内容審査を行う。
なお、具体的な処理方法は各裁定請求書の処理によるものとする。

(3) 入 力 (死亡一時金及び特別一時金裁定請求書を除く)

新法については被保険者記録の確認及び審査の終了後、窓口装置から入力処理を行い受付処理簿の入力年月日欄に記入する。

なお、具体的な入力方法は各裁定請求書の処理によるものとする。

(4) 確認 (死亡一時金及び特別一時金裁定請求書を除く)

請求書の処理を行ったときは、窓口装置のディスプレイ画面により処理結果の確認を行うとともに、処理結果リストとの突合・確認を担当者と担当者以外の者との相互チェックにより確実に行うこと。

突合・確認の結果、入力誤りが判明したときは、裁定請求項目訂正処理等を行うこと。

(5) 通知書作成

国民年金死亡一時金又は国民年金特別一時金について受給権があるものと確認した場合は、国民年金死亡一時金支給決定通知書又は国民年金特別一時金支給決定通知書を作成する。

国民年金死亡一時金又は国民年金特別一時金について受給権または請求権がないものと確認したときは国民年金不支給決定通知書を作成する。

(6) 決 裁

請求書の処理が終了したときは、次の処理を行うこと。

① 決裁伺を作成し、以下の書類を添付して決裁を受ける。

- ・国民年金死亡一時金及び国民年金特別一時金裁定請求書については、請求書、支給決定通知書又は不支給決定通知書
- ・その他の裁定請求書については、請求書、処理結果リスト、処理した結果作成された帳票及び年金証書受払簿

② 裁定者一覧表により、裁定年月日を受付処理簿の裁定年月日欄に記入する。

③ 不支給の処分の方決裁を受けたものについては、備考欄にその旨及び決定年月日を記入すること。

(7) 送 付

決裁が終了した年金証書等の出力帳票は次により受給権者等に対して速やかに送付する処置を行うこと。

① 年金証書・裁定通知書、国民年金死亡一時金支給決定通知書又は国民年金特別一時金支給決定通知書は受給権者に送付する。また市区町村受付分に係る請求書である場合は、市区町村に裁定者一覧表、国民年金死亡一時金支給決定通知書の写し又は国民年金特別一時金支給決定通知書の写しを送付する。

② 不支給通知書の内容を確認し、請求者に送付する。市区町村受付分については、市町村長あて通知又は不支給決定通知書の写しを通知する。

(8) 事務処理の必達目標

裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの所要日数については、「日本年金機構サービス改善規程」(規程第9号、22.1.1 制定・施行)の「サービススタンダード実施要領」によること。

(様式第1号)

整理番号 受付年月日	市区町村	基礎年金番号	氏 名	処理経過		入力年月日	裁定年月日	進達番号	備 考	遅延 理由
				返戻(回送)	再受付					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
・ ・				・ ・	・ ・					

1. 年金記録整備・照会等に時間を要しているため 2. 必要な添付書類に不足または不備が判明したため 3. その他

* 返戻した場合は処理経過欄に返戻年月日を記入するとともに備考欄に理由を記入してください。

15-1頁 削除

2. 年金証書受払の事務処理

年金証書については、その特殊性を考慮し、慎重かつ的確に取り扱うことが必要であり、受払い等の事務処理は次により行うこと。

- (1) 年金証書の払出しを受けたときは、年金証書の種類ごとにその枚数を確認し、年金証書受払簿（様式第1号）に必要事項を記入する。

なお、年金証書は施錠可能な保管庫等において厳重に保管する。

- (2) 年金証書受払簿の記入は、年金証書の受払いの都度行うこととし、受払状況等について担当課長等の確認を受け備考欄に確認印の押印を受ける。

なお、払い出しを受けた年金証書の管理については、次により行うこと。

- ① 年金証書及び裁定者一覧表が配信された場合は、作成された年金証書と裁定者一覧表を突合すること。
 - ② 年金証書の裁断を行った場合は、枚数等を確認すること。
 - ③ 年金証書を発送するときは、年金証書受払簿により枚数等を確認のうえ行うこと。
- (3) 年金証書の作成処理中等で書損したものがあるときは、無効の打ち抜きを行い、毎月月締後翌月末までに締めた1ヶ月分の廃棄処分を行う。

なお、廃棄処分に当たっては決裁を受ける等、顛末を明らかにしておくこと。

様式第1号

年金証書受払簿

受払年月日	受入 枚数	払出 枚数	払出分内訳				残証書		確認印	備考 (廃棄年月日)
			作成		書損		残枚数	整理番号		
			枚数	整理番号	枚数	整理番号				
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

(記載方法)

1 年金証書受払簿の記載は、年金証書の種類ごとに行うこと。また、新規裁定分と再発行分はそれぞれ別の様式により管理すること。

2 「受入枚数」欄は、年金証書を受け入れしときに、その枚数を記入すること。

3 「払出枚数」欄は、年金証書作成ごとに、払出しの都度、作成枚数、書損枚数を記入すること。

4 「作成」欄は、年金証書作成枚数及びそれに符合する整理番号を、「書損」欄は、年金証書作成処理中に書損したものの枚数及びそれに符合する整理番号を記入すること。

5 「残枚数」欄は、残証書の枚数に符合する整理番号を記入のうえ、年金証書の保管枚数を記入すること。また、毎月月末に月分計及び累計を記入すること。

6 「確認印」欄は、グループ長又は室長が年金証書の受払状況等について確認し、確認印を押印すること。

7 「備考」欄は、毎月月締め後翌月末までに、前月1ヶ月分の書損分の廃棄を行うとともに、廃棄年月日を記入すること。

様式第1号

年金証書受払簿

受払年月日	受入 枚数	払出 枚数	払出分内訳				残証書		確認印	備考 (廃棄年月日)
			作成		書損					
			枚数	整理番号	枚数	整理番号	残枚数	整理番号		
H28.4.1	200						200	1 ～ 200		
H28.4.2		2	1	2	1	1	198	3 ～ 200		
H28.4.2		1	1	3			197	4 ～ 200		
H28.4.2		1	1	4			196	5 ～ 200		
H28.4.5		1	1	5			195	6 ～ 200		
H28.4.10		1	1	6			194	7 ～ 200		
H28.4.12		3	2	7 , 9	1	8	191	10 ～ 200		
H28.4.18		1	1	10			190	11 ～ 200		
H28.4.18		1	1	11			189	12 ～ 200		
H28.4.20	600						789	(1～200) × 3箱 12 ～ 200		
H28.4.25		1	1	12			788	(1～200) × 3箱 13 ～ 200		
4月分計	800	12	10		2			～		平成28年5月2日 廃棄
累計	800	12	10		2		788	～		
								～		
								～		

(記載方法)

- 1 年金証書受払簿の記載は、年金証書の種類ごとに行うこと。また、新規裁定分と再発行分はそれぞれ別の様式により管理すること。
- 2 「受入枚数」欄は、年金証書を受け入れしときに、その枚数を記入すること。
- 3 「払出枚数」欄は、年金証書作成ごとに、払出しの都度、作成枚数、書損枚数を記入すること。
- 4 「作成」欄は、年金証書作成枚数及びそれに符合する整理番号を、「書損」欄は、年金証書作成処理中に書損したものの枚数及びそれに符合する整理番号を記入すること。
- 5 「残枚数」欄は、残証書の枚数に符合する整理番号を記入のうえ、年金証書の保管枚数を記入すること。また、毎月月末に月分計及び累計を記入すること。
- 6 「確認印」欄は、グループ長又は室長が年金証書の受払状況等について確認し、確認印を押印すること。
- 7 「備考」欄は、毎月月締め後翌月末までに、前月1ヶ月分の書損分の廃棄を行うとともに、廃棄年月日を記入すること。

年金証書受払簿 新法 新規裁定分

3. 書類の整理・保管及び保存期間

請求書等は処理年月日順に整理・保管すること。

なお、請求書等の保存期間は「日本年金機構文書管理規程」（平成 22 年 1 月 1 日制定・施行 規程第 12 号）によるほか、次により行う。

裁定業務関係

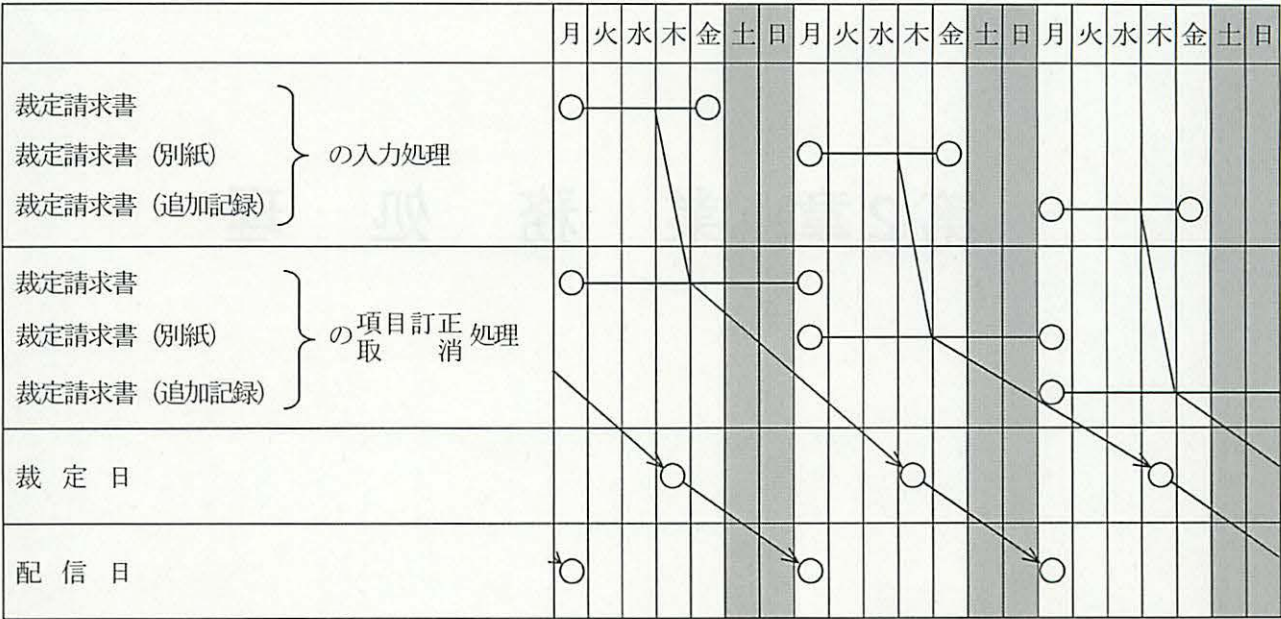
文 書 の 種 類			保存 期間
入 力 帳 票	裁 定 請 求 書	国民年金遺族基礎年金裁定請求書 国民年金寡婦年金裁定請求書 国民年金遺族基礎年金裁定請求書（別紙） 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金裁定請求書（追加記録） 国民年金死亡一時金裁定請求書 国民年金特別一時金裁定請求書	5 年
	裁 定 請 求 項 目 訂 正 取 消 処 理 票	国民年金遺族基礎年金・寡婦年金裁定請求項目訂正・取消処理票 国民年金遺族基礎年金裁定請求項目訂正・取消処理票（別紙） 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金裁定請求項目訂正・取消 処理票（追加記録）	1 月
	記 録 照 会 処 理 票	国民年金遺族基礎年金・寡婦年金裁定請求等記録照会処理票	1 月
出 力 帳 票	不 支 給 決 定 伺（注）	国民年金・厚生年金保険給付不支給決定伺	5 年
	裁 定 者 一 覧 表	国民年金・厚生年金保険給付裁定者一覧表 裁定者一覧表（総括表）	2 年
	そ の 他	新法短期裁定事故者一覧表 処理結果リスト 支払限度額超過者リスト	1 月
帳 簿		受付処理簿 年金証書受払簿	1 年

（注）手作業処理による不支給分も含む。

4. 処理サイクル

裁定処理は、機構本部（高井戸）で週 1 回行っていることから、裁定請求書等の入力にあたって一定の締切日を設けることとしている。

標準的な処理サイクルは、次のとおりである。



第 2 章 業 務 処 理

第1節 入出力帳票の種類

1. 入力帳票の種類

入 力 帳 票 名	使 用 目 的
国民年金遺族基礎年金裁定請求書	遺族基礎年金の裁定処理を行う際の入力帳票として使用する。
国民年金遺族基礎年金裁定請求書 (別紙)	
国民年金寡婦年金裁定請求書	新法の寡婦年金の裁定処理を行う際の入力帳票として使用する。
国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金 裁定請求書 (追加記録)	国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金裁定請求書の 入力処理において、すべての合算対象記録又は共済記 録の入力が行えない場合に当該記録の入力を行う際の 入力帳票として使用する。
国民年金遺族基礎年金・寡婦年金裁定請求項目訂正・ 取消処理票	裁定請求書ファイルに収録済の記録を訂正する際の 入力帳票として使用する。 また、収録済の全記録を取り消す際の入力帳票とし て使用する。
国民年金遺族基礎年金裁定請求項目訂正・ 取消処理票 (別紙)	裁定請求書ファイルに収録済の別紙記録を訂正する 際の入力帳票として使用する。 また、収録済の別紙記録を取り消す際の入力帳票とし て使用する。
国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金 裁定請求項目訂正・取消処理票 (追加記録)	裁定請求書ファイルに収録済の追加記録を訂正する 際の入力帳票として使用する。 また、収録済の追加記録を取り消す際の入力帳票とし て使用する。
国民年金遺族基礎年金・寡婦年金請求等記録照会処理 票	裁定請求書ファイルに登録した記録及び裁定済・不 支給等の状態を確認する際の入力帳票として使用す る。
国民年金 (短期年金) 新裁予定者記録照会処理票	新裁者ファイルに収録済の裁定処理結果を確認する 際の入力帳票として使用する。

2. 出力帳票の種類

出力帳票名	出力内容	使用目的
国民年金・厚生年金保険年金証書・裁定通知書	年金の種類、年金証書の基礎年金番号・年金コード、年金額等を出力する。	受給権者宛に裁定の結果を通知するために使用する。
国民年金・厚生年金保険給付裁定者一覧表	年金の種類、年金証書の基礎年金番号・年金コード、年金額、被保険者記録等を出力する。	裁定結果の確認又は住所地を管轄する市区町村へ送付するために使用する。
国民年金裁定者一覧表		
裁定者一覧表（総括表）		
国民年金・厚生年金保険給付不支給決定伺・通知書	年金の種類、不支給理由、被保険者記録等を出力する。	裁定結果を確認し住所地を管轄する市区町村及び請求者へ通知するために使用する。
裁定事故者一覧表	進達番号、基礎年金番号・年金コード、事故コード等を出力する。	裁定処理の結果、支給が決定されなかったもの（補正等が行われていない）及び支給が決定されたが事後確認を必要とするものについて、一覧表を出力し、必要に応じて補正等を行うために使用する。
支払限度額超過者リスト	年金証書の基礎年金番号・年金コード、支一払年金額等を出力する。	裁定結果の確認を行うために使用する。

ディスプレイ画面フォーマット

共通	遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (別紙)		画面
選択	届書コード 732 大区分 1 小区分 19 操作番号		999/999
01 進達番号	99999	02 被保険者生年月日	9-999999
03 別紙区分	99		
被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 性別 X			
被保険者基礎年金番号 9999-999999			
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
請求者氏名 XXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX			
請求者生年月日 X-Z9.Z9.Z9		続柄 9	
請求者基礎年金番号 9999-999999			
住所 〒 999-9999			
XX			
XX			
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
未選択保留	9	支払保留	9
支給機関	9	銀行局番号	XXXXXX
本支店局名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	預金種別	9
		受給権者数	99
		金融機関名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
		口座番号	9999999999

10p結果
1/2

図5-39 遺族基礎年金裁定請求取消処理票(別紙)(1/3)

ディスプレイ画面フォーマット

共通		遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (別紙)				画面
選択		届書コード 732 大区分 1 小区分 19 操作番号				
加対者情報		9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9
加対者情報		9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9
加対者情報		9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	9-999999:9	
他証番		999999	999999	999999		
他証番		999999	999999	999999		
他証番		999999	999999	999999		
他年金種別		99				
傷病名・診断書		99:99:99-9:9:9	有期固定年数・年度		99999	
受給権発生日		9:99999999	停止事由・期間		99:99999-99999	条文 99:999:99:99
死亡保留		9				
住民票		999999999999	時効区分 9			
		入力年月日		X Z9.Z9.Z9	状態表示 99 X Z9.Z9.Z999	

図5-40 遺族基礎年金裁定請求取消処理票(別紙)(2/3)

ディスプレイ画面フォーマット

共通	遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (別紙)	999/999
選択	届書コード 732 大区分 1 小区分 19 操作番号 9	
04 取消表示	9	

2op入力

〔カナ漢字変換作業域〕
〔メッセージ表示域〕

図5-41 遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (別紙) (1)

図5-43 障害・遺族基礎年金裁定請求取消処理票(追加記録) (2/3)

ディスプレイ画面フォーマット

共通	障害・遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (追加記録)	999/999
選択	届書コード 711 大区分 2 小区分 19 操作番号 9	
05 取消表示	9	

2op入力

〔カナ漢字変換作業域〕
〔メッセージ表示域〕

図5-44 障害・遺族基礎年金裁定請求取消処理票 (追加記録) (号)